

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																															
府民文化部 都市魅力創造局	行政財産使用料について、誤った建物の価格で算出し、使用者からの使用料を過大に徴収していた。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>857.30 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>19,259,900 円</td> <td>19,251,100 円</td> <td>8,800 円</td> <td>令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11.87 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>533,390 円</td> <td>533,170 円</td> <td>220 円</td> <td>令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>857.30 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>20,341,640 円</td> <td>20,333,170 円</td> <td>8,470 円</td> <td>令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table>							種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	857.30 ㎡	事務室	19,259,900 円	19,251,100 円	8,800 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	建物	11.87 ㎡	事務室	533,390 円	533,170 円	220 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	建物	857.30 ㎡	事務室	20,341,640 円	20,333,170 円	8,470 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	<p>【大阪府公有財産規則】 (使用料) 第26条 行政財産使用料条例(昭和39年大阪府条例第6号。以下「使用料条例」という。)第3条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間一年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。</p> <p>2 建物 当該建物の価額×(6/100) + 当該建物の建面積部分の土地の価額×(3/100) × (当該建物のうち使用させる部分の面積/当該建物の延べ面積)</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																
			誤 (既収納額)	正	超過額																																	
建物	857.30 ㎡	事務室	19,259,900 円	19,251,100 円	8,800 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																																
建物	11.87 ㎡	事務室	533,390 円	533,170 円	220 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																																
建物	857.30 ㎡	事務室	20,341,640 円	20,333,170 円	8,470 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで																																

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年6月6日から同月19日まで)